

石巻市南浜地区復興祈念公園(仮称) 基本構想(案)に対する意見募集

募集期間

平成26年2月12日(水)～2月27日(木) 必着

東北地方整備局では、東日本大震災で甚大な被害を受け、宮城県と石巻市が協同して復興祈念公園を整備することが計画されている宮城県石巻市南浜地区を対象に、有識者からなる「宮城県における復興祈念公園基本構想検討調査有識者委員会」を設置し、宮城県及び石巻市と連携して復興祈念公園の基本構想の検討を重ねてきました。

このたび、基本構想(案)をとりまとめましたので、地域の方々のお考えを反映するため、基本構想(案)に対するご意見を募集します。いただいたご意見は、検討を行う際の資料とさせていただきますので、ぜひご意見をお寄せください。

★基本構想(案)の閲覧・入手方法

≡ 東北地方整備局のホームページにある復興祈念公園のページからダウンロードしてご覧いただけます。

【東北地方整備局ホームページ **復興祈念公園**】

<http://www.thr.mlit.go.jp/>

≡ 以下の場所でも閲覧・応募ができます。

国土交通省 東北地方整備局 建政部 都市・住宅整備課 公園係

宮城県仙台市青葉区二日町9番15号

電話:022-225-2171(代表)

閲覧場所:東北地方整備局南庁舎3階 都市・住宅整備課内

宮城県 土木部 都市計画課

宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号

電話:022-211-3138(都市計画課直通)

閲覧場所:①宮城県庁9階 都市計画課内 ②宮城県庁地下1階 県政情報センター

石巻市 復興事業部 基盤整備課

宮城県石巻市穀町14番1号

電話:0225-95-1111(代表)

閲覧場所:石巻市役所本庁5階 市民サロン

★応募方法

≡ 基本構想(案)をご覧いただいた上で、「東北地方整備局 建政部 都市・住宅整備課 公園係」まで、以下のいずれかの方法でご意見をお寄せください。

※郵送・ファックス・インターネットをご利用の場合は、「石巻市南浜地区復興祈念公園(仮称)基本構想(案)に対する意見」であることを明記のうえ、基本構想(案)に対するご意見の他に、性別、年齢(年代)、住所(都道府県名と市町村名)をご記入ください。

意見箱	基本構想(案)の閲覧場所に設置してある記入用紙に記入いただき、備え付けの意見箱に投函ください。
郵送	郵便はがきまたは封書でお送りください。
ファックス	東北地方整備局 建政部 都市・住宅整備課 公園係 022-227-4459 まで送信ください。
インターネット	東北地方整備局ホームページにある復興祈念公園のページから記入用紙をダウンロードしていただき、下記メールアドレスに送信してください。 mail: tohoku-park@thr.mlit.go.jp

★基本構想(案)の概要

背景

- 東日本大震災で最大の被害を受けた宮城県の中でも、石巻市は約4千人もの犠牲者が集中する最大の被災地です。
- その中でも南浜地区は、地震、津波、火災、地盤沈下の被害を複合的に受け、今回の震災の被災地を代表する場所となっています。



基本理念

東日本大震災により犠牲となったすべての生命(いのち)への追悼と鎮魂の思いとともに、

- まちと震災の記憶をつたえ
- 生命(いのち)のいとなみの杜をつくり
- 人の絆(きずな)をつむぐ

基本方針

1. 犠牲者への追悼と鎮魂の場を構築します
2. 被災の実情と教訓を後世に伝承します
3. 復興の象徴の場としてメッセージを国内外に発信します
4. 多様な主体の参画・協働の場を構築します
5. 来訪者の安全を確保します

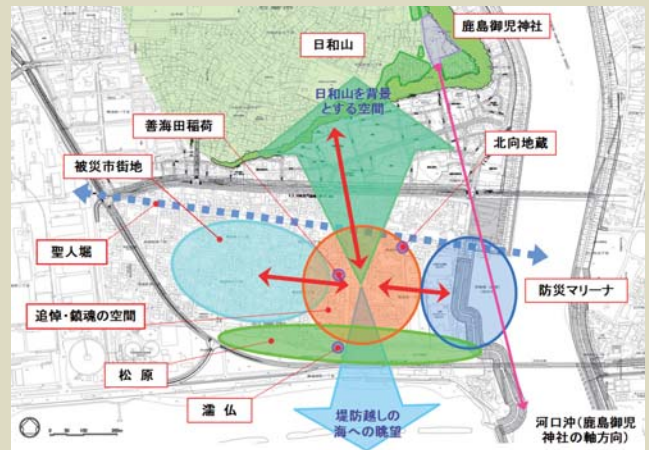
空間構成の方針

◆追悼と鎮魂の丘および式典広場を設けます

犠牲者に対する追悼と鎮魂の場として、津波が来襲した「海」を意識することが重要です。祈りの空間として海を望み、津波の高さを実感できる追悼と鎮魂の丘を整備し、麓に相当規模の式典広場を設けます。

◆周辺と連携した実情と教訓を伝承します

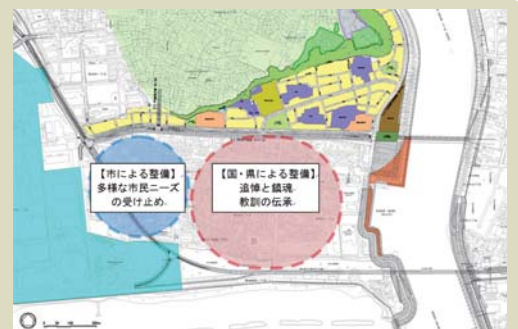
津波の実情と教訓を後世に伝えるために、避難した日和山への距離と高さを歩いて体感し、津波の脅威と避難に要する時間やその避難の効果を認識できるよう、追悼・鎮魂の丘から日和山への眺望と動線を設定します。



国・県・市の役割と機能区分

共通の基本理念と基本方針に基づいて、国・県・市の役割分担のもとに、公園全体の一体的な整備を行います。

- 東側：県営公園として、主に追悼と鎮魂や、教訓の伝承機能を担い、国・県が連携して整備します。
- 西側：市が、多様なニーズを受けとめる空間として整備します。



◆今回の意見募集のお問い合わせ先

国土交通省 東北地方整備局 建政部 都市・住宅整備課 公園係

電話:022-225-2171(代表) ※平日の9時30分から17時30分の間をお願いします。